

8月は保険証の定期更新月です

現在、後期高齢者医療制度に加入されている方には、有効期限が「平成28年7月31日」となっているみどり色の「後期高齢者医療被保険者証」を、1人に1枚お渡ししています。

7月中旬に市町村担当課から、**有効期限 平成29年7月31日**と記載された新しい被保険者証【オレンジ色】をお届けします。

平成28年8月1日から平成29年7月31日までの一部負担金の割合（1割又は3割）は、平成27年中の所得に基づき、改めて判定します。

8月1日以降は、古い被保険者証は使えませんので、受診の際は有効期限を確認し、お間違えないようご注意ください。

後期高齢者医療被保険者証
有効期限 年 月 日

被保険者番号

住所
氏名
生年月日

資格取得年月日

発行期日

交付年月日

一部負担金の割合

保証者印

後期高齢者医療被保険者証
有効期限平成29年7月31日

※ご確認ください！

新しい被保険者証の有効期限は
平成29年7月31日
になっています。

【一部負担金の割合の判定方法について】

1割負担となる方		
同じ世帯の被保険者全員の住民税課税所得が145万円未満		
3割負担となる方		
世帯構成	被保険者が1人の場合	被保険者が2人以上の場合
住民税課税所得	145万円以上	145万円以上の被保険者がいる
総収入の合計額	383万円未満は1割（要申請）	520万円未満は1割（要申請）
	383万円以上は3割（※）	520万円以上は3割

※70歳以上75歳未満の方（後期高齢者医療制度の被保険者以外）がいる場合、その方々との総収入の合計額が520万円未満の場合は1割（要申請）

「障害者差別解消法」が平成28年4月1日に施行されました

この法律は、障害のある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることを目指しています。

「不当な差別的取り扱いの禁止」とは？

この法律では、国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者が障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止しています。

「合理的配慮の提供」とは？

この法律では、国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者が障害のある人に対して、障害のある人から社会の中にあるバリアを取り除くために、何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること（事業者に対しては、対応に努めること）を求めています。

合理的配慮の事例は内閣府のホームページにあります。「合理的配慮サーチ」でご検索ください。